

あきる野市合併処理浄化槽設置事業 補助金交付制度について

● 生活雑排水の浄化に合併処理浄化槽の設置を

あきる野市では、古くから河川に囲まれ、水と深い関わり合いをもっています。これらの河川の水質汚濁を防止するため、公共下水道が整備されない地域において、新たに設置する、現在の単独処理浄化槽やくみ取り槽を合併処理浄化槽に切替えるなどの合併処理浄化槽設置に対して、費用の一部を補助しています。

● 合併処理浄化槽とは

合併処理浄化槽とは、生活雑排水とし尿を併せて浄化する浄化槽のことです。

河川の水質を悪化させる大きな要因の1つが、炊事、洗濯、お風呂などで使われた生活雑排水の流入によるものです。

合併処理浄化槽は単独処理浄化槽と異なり、し尿だけでなく生活雑排水を浄化し放流するため、川への汚濁負荷が非常に軽減され、河川等へ流れる汚濁量は単独処理浄化槽の約8分の1に減少します。現在、新たに浄化槽を設置する場合は、合併処理浄化槽を設置することが法律で義務づけられています。

● 宅内配管工事費、既存単独処理浄化槽・くみ取り槽撤去費補助金について

現在、単独処理浄化槽またはくみ取り槽をお使いの方で、合併処理浄化槽に切替えるため、単独処理浄化槽またはくみ取り槽を撤去および配管工事を行う場合において、一定の金額を合併処理浄化槽設置費補助金に上乗せして補助します。

1 補助対象地域

下水道法事業計画に定める予定処理区域以外の地域

2 対象となる建物

居住用の建物または、併用住宅（延べ床面積の2分の1以上を居住用として使用している建物）、これらの建物に処理対象人員が50人以下の合併処理浄化槽を設置する場合

3 対象となる方

対象となる建物に、自ら居住している方

4 補助対象浄化槽

窒素又はリン除去高度処理型、国の認定を受けたもの

5 処理水の放流基準

BOD（生物化学的酸素要求量） 20mg/L以下及びBOD除去率が90%以上
T-N（総窒素量） 20mg/L以下

6 処理水の放流先

放流承認の許可が必要です。河川、都道側溝、市道側溝、私道側溝（地権者の承諾書が別に必要です）

7 地下浸透方式

放流先がない場合、許可を得れば地下浸透ができます。ただし、浄化槽に付加消毒装置及び浸透ますなどの追加設備が必要です。BOD、T-N基準10mg/L以下

8 処理対象人員算定基準

※建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準準用 JIS A 3302

延べ面積 $\leq 130 \text{ m}^2 = 5$ 人槽
延べ面積 $> 130 \text{ m}^2 = 7$ 人槽
2世帯・大家族住宅 = 10人槽

なお、住宅の使用状況により、この算定方法が明らかに実状に添わないと考えられる場合は、多摩建築指導事務所(建築主事)にご相談ください。

9 補助金額(限度額)

① 設置費用補助額

区分	処理対象人員	合併処理浄化槽の設置に対する補助金額
1 2以外の場合	5人	360,000円
	6~7人	462,000円
	8~10人	585,000円
	11~20人	1,092,000円
	21~30人	1,860,000円
	31~50人	2,496,000円
2 放流水を地下浸透させる場合	5人	474,000円
	6~7人	570,000円
	8~10人	723,000円

② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽切替え時

既存単独処理浄化槽撤去費	120,000円
宅内配管工事費	300,000円

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切替える場合に、合併処理浄化槽設置補助金額に上乗せして補助します。

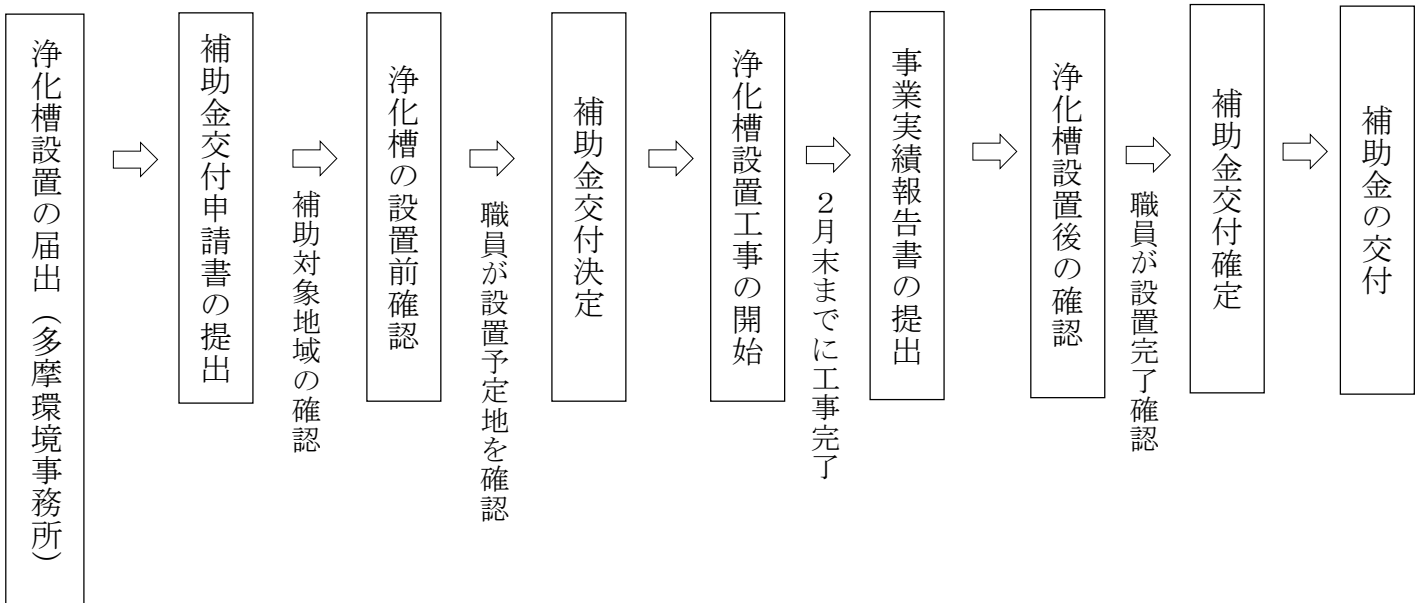
③ くみ取り槽から合併処理浄化槽切替え時

既存くみ取り槽撤去費	90,000円
宅内配管工事費	300,000円

くみ取り槽から合併処理浄化槽に切替える場合に、合併処理浄化槽設置補助金額に上乗せして補助します。

事業年度（4月～翌年3月末まで）

合併処理浄化槽設置事業補助金（手続きの流れ）



※この補助事業は、国、東京都、あきる野市の予算の範囲内で実施されますので、予算執行の状況により、年度途中で事業が終了することがあります。申請される方は事前に担当課までご相談下さい。

浄化槽を使用される方の3つの法的義務について

あきる野市では、補助金を申請される際、生活排水により河川や水路等の公共水域が汚染されるのを防止するため、浄化槽法の遵守及び適正な管理をする旨の誓約書を提出して頂いております。

なお、設置が完了した後でも、法定検査未受検などの法令等の違反があった場合には、補助金の返還を求めることがあります。

あきる野市の良好な水環境を守るため、ご理解ご協力をお願いします。

浄化槽法で定められている「浄化槽の設置者が行わなければならない3つの法的義務」は次のとおりです。

1 保守点検

20人槽以下のものでは4ヶ月毎に1回以上、21人槽以上50人槽以下のものでは3ヶ月毎に1回以上の保守点検が必要です。保守点検業者については、**東京都多摩環境事務所 廃棄物対策課 浄化槽担当（042-528-2692）**にお問い合わせください。

2 法定検査

使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に**公益財団法人 東京都環境公社 多摩分室（042-595-7982）**が検査を行い、その後、年1回検査を行う義務があります。検査を行わない場合、その者に対し、知事が受検指導、勧告をすることが出来、この命令に違反した者には、30万円以下の過料に処することができるかとされています。

3 清 掃

毎年1回、汚泥の汲み取りをしなければなりません。

市では年1回、清掃料金の一部を市で負担します。ただし、公共下水道の供用を開始すべき日から、1年を経過した区域に設置されている浄化槽は対象になりません。